

適用される保険診療について

1. 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の要件緩和

当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を**5年以上**有する専任の医師が常時1名以上いる

↓
夜間・休日の要件緩和
↓

神経内科又は脳神経外科の経験を**5年以上有する担当の医師に常時連絡が可能**であり、**診療上必要な情報を直ちに送受信できる体制を整えている場合には**、医療機関内には経験を**3年以上**有する専任の医師が常時1名以上いればよい

* 上記は平成28年3月4日付厚労省通知、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」より一部抜粋・要約

2. 超急性期脳卒中加算（入院初日） ※令和2年度診療報酬改定

地域の**医療機関間で連携**し、一次搬送された施設でrt-PAを投与した上で、より**専門的な医療機関に二次搬送を行って、入院治療及び管理する場合も算定**

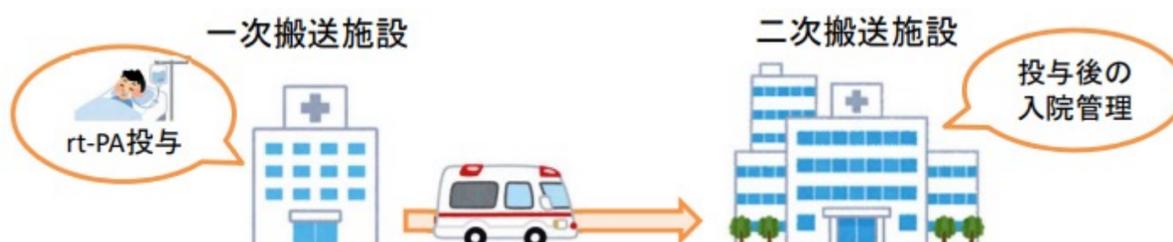
超急性期脳卒中加算（入院初日） 12,000点

- 脳梗塞と診断された患者に対し、発症後4.5時間以内に組織プラスミノゲン活性化因子を投与した場合に入院初日に限り所定点数に加算する。

↓

超急性期脳卒中加算（入院初日） 10,800点

- 脳梗塞と診断された患者に対し、発症後4.5時間以内に組織プラスミノゲン活性化因子を投与し、**当該医療機関において入院で治療を行った場合又は当該施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関の外来で、組織プラスミノゲン活性化因子を投与された後に搬送された患者を受け入れて、入院治療を行った場合に**、入院初日に限り所定点数に加算する。
- 当該診療報酬の請求については、組織プラスミノゲン活性化因子の投与後に入院で治療を行った保険医療機関で行うものとし、**当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。**



* 上記は令和2年3月5日付厚労省通知、「令和2年度診療報酬改定の概要」より一部抜粋・要約